

栄ミナミを住みよくなる会 規約

(名称)

第1条 この任意団体は、「栄ミナミを住みよくなる会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、栄ミナミ地域の安心安全で住みよい街づくりを目指し、防犯・環境浄化活動を行うとともに、魅力あふれる街づくり活動を積極的に推進することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、各号に定める組織をもって構成するものとする。

- (1) 南呉服町発展会
- (2) 南大津通町内会
- (3) 住吉町一丁目町内会
- (4) 住吉町二丁目町内会
- (5) 住吉町参和会
- (6) 矢場町一丁目町内会
- (7) 矢場町二丁目町内会
- (8) 矢場町三丁目町内会
- (9) 南大津通三丁目自治会
- (10) 南大津通四丁目町内会
- (11) 南鍛冶屋町自治会
- (12) 南伊勢町通町内会
- (13) 広小路商店街町内会
- (14) 白川地区町内会
- (15) 鉄砲町親和会
- (16) 末広町町内会
- (17) 八百屋町発展会
- (18) 栄町町内会

(事務所)

第4条 本会は、事務所を名古屋市中区栄三丁目12-6 (株)らく楽内に置く。

(会費)

第5条 会員は、総会において定める下記会費を事業年度毎に納入しなければならない。

町内会名	会費(円)	町内会名	会費(円)
南呉服町発展会	15,000	南大津通四丁目町内会	15,000
南大津通町内会	15,000	南鍛冶屋町自治会	15,000
住吉町一丁目町内会	15,000	南伊勢町通町内会	15,000
住吉町二丁目町内会	15,000	広小路商店街町内会	15,000
住吉町参和会	15,000	白川地区町内会	15,000
矢場町一丁目町内会	15,000	鉄砲町親和会	15,000
矢場町二丁目町内会	15,000	末広町町内会	15,000
矢場町三丁目町内会	15,000	八百屋町発展会	15,000
南大津通三丁目自治会	15,000	栄町町内会	15,000
計 18町内			270,000

(会長及び副会長)

第6条

- (1) 本会には会長1名及び副会長4名以内及び役員・相談役を置く。
- (2) 会長は本会の会務を総理し会議の議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し会長が会議に出席できない時はその職務を代行する。
- (4) 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間はその職務を行うことを妨げない。
- (5) 会長及び副会長は再選されることができる。
- (6) 会長及び副会長は役員相互により定める。

(役員会)

第7条 本会は、役員会によって管理・運営される。

- (1) 役員会は本会の予算を管理し、管理方法は役員会にて適切に報告する。
- (2) 役員会は本会の活動計画を立て、統括運営をする。
- (3) 役員会は総会を毎年1回開催する。
- (4) 全ての会議は、構成するものの過半数の参加によって成立するものとする。

(会議の決定事項)

第8条 前条の各会議は、次の事項について議決をする。

- (1) 役員会は次の事項について決定する。
 - (a) 事業計画・事業報告の承認
 - (b) 予算および決算の承認
 - (c) 予算計上していない特別経費の承認
 - (d) 規約の制定および改廃

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第10条 本規約に定める事項のほか、本会の運営および活動に関して重要な事項については、役員会に諮って定める。

(解散)

第11条 本会は、処理すべき事項がなくなった時及び役員4分の3の決議をもって解散するものとする。

(附則)

この規約は、平成25年7月25日から施行する。

この規約は、平成30年6月27日から改定する。

2021-22年度 栄ミナミを住みよくする会 役員名簿

役 職	氏 名	町 内 会 名	電 話	F A X	住 所
会 長	多湖 秀明	住吉1丁目	242-5385	242-5386	栄 3-1-14
副会長	林 統一郎	白川地区	231-3355	231-3355	栄 2-1-10
副会長	山岸 正明	南伊勢町通	241-0670	241-0672	栄 3-27-4
副会長	鈴木 孝幸	矢場町3丁目	252-8810	242-1321	大須 3-6-18
副会長	白瀧 正人	南呉服町	263-1315	242-0567	栄 3-12-6
会 計	宇佐美 泰弘	広小路商店街	231-3897	231-3897	錦 2-16-10
会 計	上田 浩嗣	住吉2丁目	762-0168	762-3084	栄 3-10-15
監 事	久世 昭利	南大津通3丁目	262-6045	0561-61-4679	栄 3-27-22
監 事	藤井 一彦	南大津通	241-9804	243-0932	栄 3-27-7-301
役 員	川井 真治	南大津通4丁目	261-4881	261-4675	栄 3-28-22
役 員	水野 登之樹	住吉3丁目	251-3871	251-4138	栄 3-12-28
役 員	野村 忠司	矢場町1丁目	262-6031	262-6033	栄 3-23-37
役 員	菱田 雅之	矢場町2丁目	261-2443	251-6328	栄 3-35-21
役 員	浅野 栄一	鉄砲町	805-9182	242-1148 青山隆治 方	日進市梅森台3-22-5
役 員	山本 宗平	末広町	090-7437-7734	861-1788	栄 3-22-26
役 員	柴田 和彦	栄町	962-7143	955-0560	錦 3-23-31
役 員	高橋 正敏	八百屋町	232-1131	231-7090	栄 2-7-16
役 員	加地 寛	南鍛冶屋町	241-5062	261-8402	栄 3-31-13